

[事案 17-30] 障害給付金請求

- ・平成 18 年 1 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 3 月 14 日 確認書の締結

< 事案の概要 >

障害給付金の支払いを求めて裁定申立てがあったが、申立人から「障害診断書」の再提出があり再判定の結果、概ね申立人の請求に沿った障害給付金が支払われ、解決したものの。

< 申立人の主張 >

交通事故が原因で体幹機能障害、両下肢機能障害、記憶障害（高次脳機能障害）となり、常時の介助・援助を必要として単独の生活が不可能となった。歩行・食事・入浴・着衣・トイレのほとんどが手すり等の補助具や介助・指導を必要として、自力では困難な障害状態にある。また、脳挫傷による軸策損傷であり脳神経が永久に回復の見込みがなく、労働能力は一生涯 100%の喪失で自立生活さえできず、高次脳機能障害を併発しており単独の生活が不可能なため日常生活動作が著しく制限される状態となっている。

このような障害状態は、傷害特約の障害等級第 1 級（終身常に介護を要する）または第 4 級（日常生活動作が著しく制限される）および第 6 級（関節の機能に著しい障害を永久に残す）の 2 種目以上に該当するので、それぞれの給付割合の合計を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

申立人提出の障害診断書にもとづいて査定を行った結果、以下のとおり支払請求のあった高度障害保険金ならびに障害給付金は、約款に定める障害状態に該当すると判断できないため、支払請求に応ずることは出来ない。

なお、障害等級第 6 級の支払事由については障害診断書に明確な記載がなく、判定することが出来ないが、障害診断書を再提出いただければ再度判定したい。

- (1) 1 級の障害状態については、自身での食物の摂取、排便・排尿、その後始末、衣服着脱・起居が自身で可能であり、また歩行も歩行器か杖を使用して可能なので、「終身常に介護を要する」には該当しない。
- (2) 4 級の障害状態についても、(1)と同様の理由から「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」には該当しない。
- (3) また、「脳の損傷にもとづき、器質性障害として高次脳機能障害を併発しており日常生活動作は著しく制限されている」との申し出もあるが、「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」には該当していない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は当事者双方に対し主張（反論）・立証（反証）を促す過程で、会社は申立人が会社所定の障害診断書を再提出すれば、再判定に応じる意向を有していることが

判明した。

そこで、申立人から障害診断書を再提出してもらい、会社で再判定した結果、会社から申立人に対し、障害等級第4級に該当し傷害特約給付金の3割相当額を支払いたいとの通知があり、申立人もこれを了承した。そのため裁定審査会は申立人、会社間の合意内容を確認するため、三者による「確認書」の調印をもって円満に解決した。